

2020年5月30日

お客さま各位

特定非営利法人 生命保険相談センター

理事長 山田 勝徳

## 緊急事態宣言解除後の当センターの活動について

2020年5月25日の、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言の解除を受け、当センターの活動について以下の通り変更させていただきます。

引き続き、お客さまと職員の安全を確保するため、各種対策を継続致しますので、皆様にはご不便をお掛け致しますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 【業務縮小の解除】

緊急事態宣言の解除をもちまして、職員の在宅勤務および自宅待機期間を終了致しました。

#### 【衛生管理体制の継続】

既に実施中の、相談業務中のマスク着用、アルコール等による消毒のほか、換気や除菌の実施については、引き続き実施してまいります。また、相談スペースには飛沫感染防止のためのデスクシールドを設置しておりますので、対面相談も可能です。

来場されるお客さまの人数制限、およびアルコール消毒やマスク着用等へのご協力も、引き続きお願い致します。

#### 【オンライン（リモート）相談の継続と拡充】

現在、当センター事務所でのご相談受付は再開しておりますが、合わせて、実施中のオンライン（リモート）相談も継続して受け付け致します。

なお、お客さまのご要望をうけ「Skype」以外に「Zoom」「Cisco Webex」「LINE」もご利用いただけるよう、環境整備を実施致しました。ご予約の際にどのアプリの使用を希望されるか、お伝えください。

以上